

公害紛争処理手続の種類

公害紛争事件のほとんどが調停事件又は裁定事件となっています。いずれも原則として当事者の申請に基づいて手続が開始されます。

調 停

公害紛争処理機関が当事者の間に入って両者の話を積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続です。

裁 定

裁定には、「責任裁定」と「原因裁定」があります。

■責任裁定

公害に係る被害が発生した場合に、損害賠償責任の有無に関し、法律判断を行うことによってその解決を図る手続です。

■原因裁定

公害に係る被害が発生した場合に、加害行為と被害との間の因果関係の存否に関し、法律判断を行うことによってその解決を図る手続です。



裁定の審問期日
(イメージ)

このほか、あっせん及び仲裁という手続もあります。

○**あっせん**：公害紛争処理機関が当事者間の自主的解決を援助、促進する目的でその間に入って仲介し、紛争の解決を図る手続で、職権で行うこともあります。

○**仲 裁**：紛争解決を公害紛争処理機関に委ね、その判断に従うことを合意し、その判断によって紛争の解決を図る手続です。

調停手続の概要

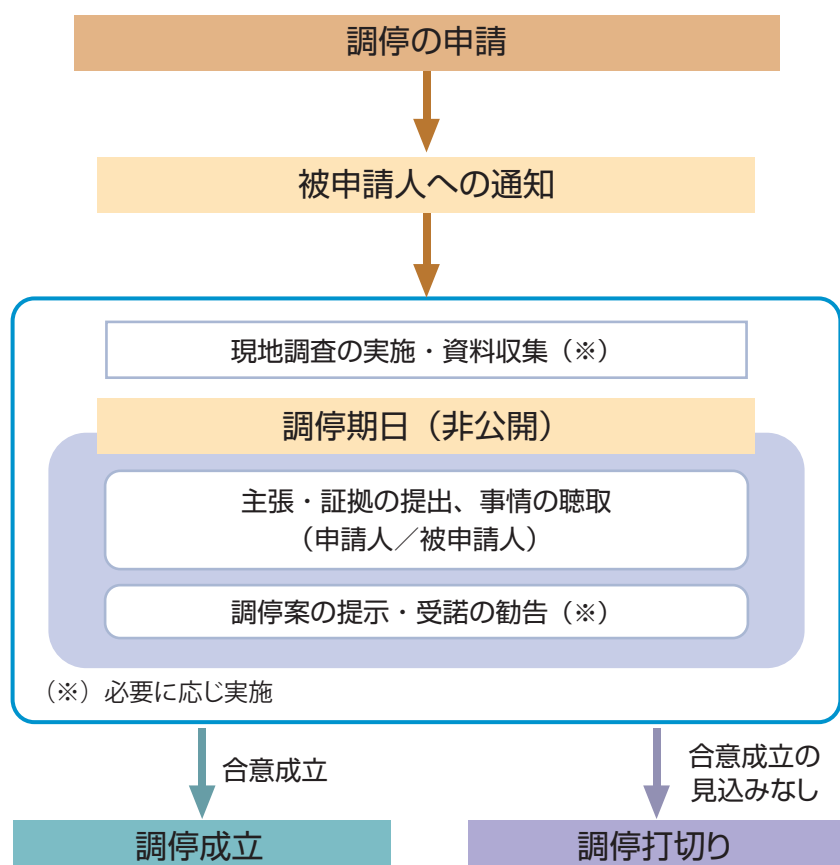
調停とは、公害紛争処理機関の委員3人から構成される調停委員会が、当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続です。当事者の申請により、手続が開始されます。

紛争の実情を明らかにし、当事者の互譲を図るため、調停手続は非公開とされ、これにより当事者が率直に意見を述べ合うことが可能になります。

調停委員会は、事実関係や当事者の主張を基に意見調整を行い、適切妥当な調停案を作成・提示するなど、合意が成立するように努めます。調停委員会が作成した調停案の受諾を勧告することもあります。

調停手続の結果、当事者間に合意が成立すれば、事件は終結します。当事者間に成立した合意には、民法上の和解契約と同一の効力があります。

調停手続の流れ



裁定手続の概要

裁定は、公害等調整委員会の委員3人又は5人から構成される裁定委員会が、民事紛争としての公害紛争について、当事者の損害賠償責任又はその要件としての因果関係の存否について法律判断を行うことにより、紛争の解決を図る手続です。

■ 裁定の種類

公害等調整委員会が行う裁定には、以下の2種類があります。

(1) 責任裁定

損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う手続です。

(2) 原因裁定

加害行為と被害との間の因果関係の存否について法律判断を行う手続です。

■ 裁定の手続

申請に基づいて、裁定委員会が公開の期日を開いて当事者に陳述させ、証拠調べ、事実の調査などを行って事実を認定し、その認定した事実に基づいて裁定を行います。

手続は、民事訴訟に準じた手続ですが、職権で証拠調べや事実の調査を行うことができるなどの特長があります。

また、当事者はウェブ会議方式により審問期日等に出頭できる場合があります。

■ 裁定の効力

責任裁定については、裁定書の正本が当事者に送達された日から30日以内に裁定の対象となった損害賠償に関する訴えの提起がなかったときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされます。

また、原因裁定は、因果関係について当委員会の判断を示すものであり、当事者の権利義務を確定するものではありません。

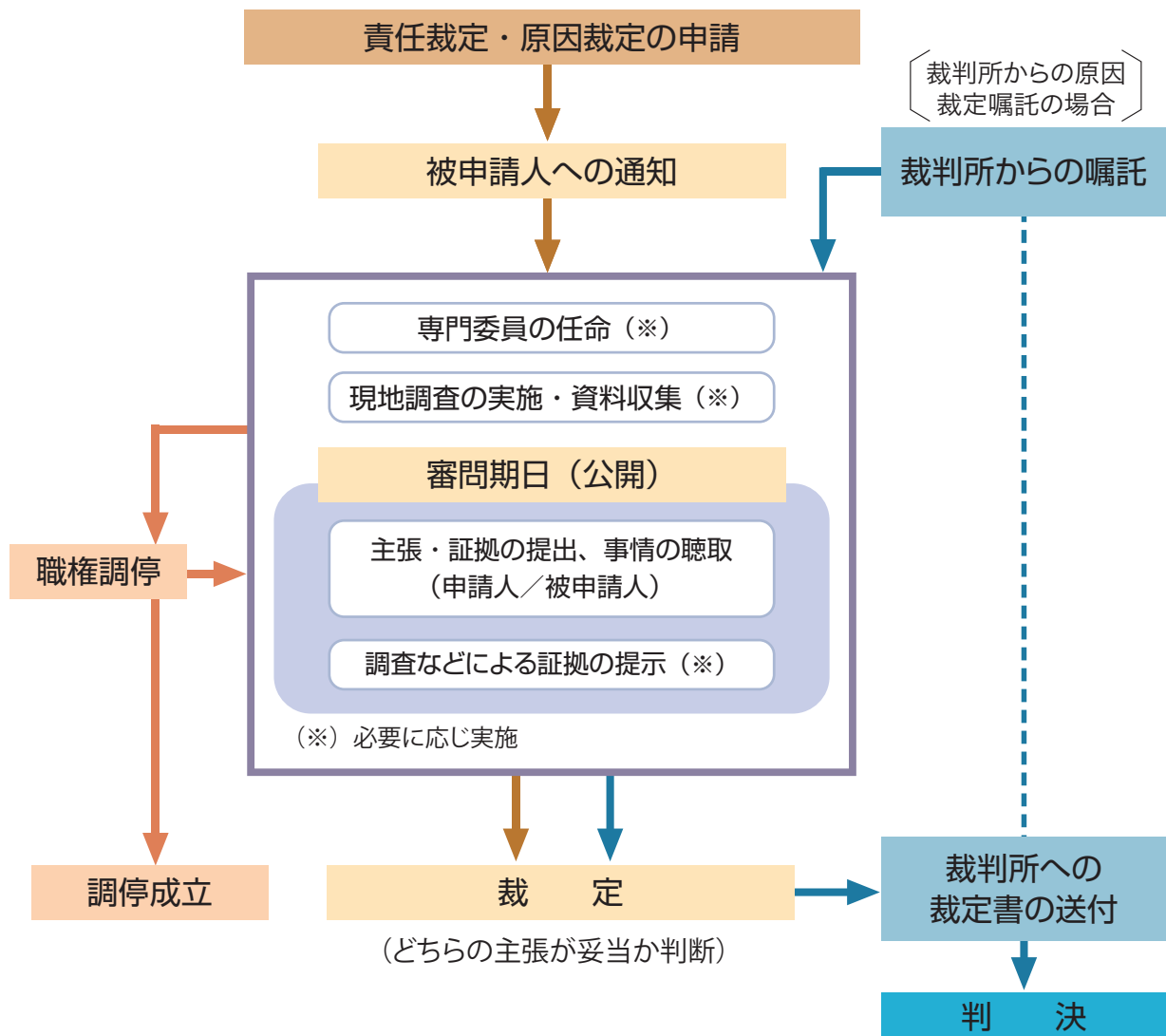
■ 職権調停

裁定の過程で両当事者が解決に向けて合意できそうな場合など、裁定委員会が相当と認めるときは、裁定事件を職権で調停手続に移行することができます。

■ 裁判所からの原因裁定の囑託

公害に係る被害に関する民事訴訟が係属している裁判所からの囑託に基づき、公害等調整委員会が原因裁定を行うことができます。

裁定手続の流れ



■調停手続における裁定の活用

都道府県公害審査会等に係属した調停事件について、手続を進めていく中で、加害行為とされる行為と被害との間の因果関係が主な争点であり、その解明が困難である場合には、当事者からの申請に基づいて、公害等調整委員会による原因裁定を活用することができます。

また、公害審査会等に係属した調停事件が打切りになった後に、公害等調整委員会の責任裁定又は原因裁定を活用することもできます。